

使用済燃料再処理機構の定めた拠出金単価 及び再処理等の事業費について

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第4条第2項の規定に基づき、使用済燃料再処理機構は特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の単位数量当たりの拠出金単価について決めました。

本件につきまして、拠出金単価算定の基礎となる再処理等の事業費に関する資料とともに、使用済燃料再処理機構のホームページに概要が掲載されておりますので、お知らせいたします。

- [・拠出金単価の認可について](#)
- [・再処理等の事業費について](#)

【参考】

- [・使用済燃料再処理機構ホームページ](#)

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
原子力立地・核燃料サイクル産業課